

審査請求書

平成21年6月15日

国土交通大臣

金子 一 義 殿

審査請求人

比留間 哲生

岩倉 正剛

永田 親義

次のとおり審査請求します。

1. 請求人

比留間 哲生 年齢 69 才 住所 横浜市栄区庄戸 3-25-7

岩倉 正剛 年齢 72 才 住所 横浜市栄区庄戸 3-6-10

永田 親義 年齢 86 才 住所 横浜市栄区庄戸 3-13-23

2. 審査請求に係る処分

国土交通省横浜国道事務所長 安田泰二、横浜市道路局長 山下博及び東日本道路（株）横浜工事事務所長 小谷充宏が「横浜環状南線の設計・用地説明会」を6月29日に開催する旨の文書を6月3日に庄戸地区住民に配布した件

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成21年6月3日

4. 審査請求の趣旨

6月3日に配布した横浜環状南線の設計・用地説明会開催の文書を撤回し、その結果として6月29日開催予定の説明会の中止を求める。

5. 審査請求の理由

別紙（資料1～4を含む）

処分庁の教示の有無 無

連絡先 永田（Tel&Fax 045-894-5336）

別紙

審査請求の理由

事業者は平成21年6月3日庄戸地区住民に対して、横浜環状南線の設計・用地説明会を6月29日に開催する旨の文書を配布した（資料1）。事前に一切の説明のない中、突然このような文書を一方的に配布するのは、平成17年3月の国交省事業評価監視委員会の付帯意見「事業を進めるにあたっては住民の理解を得ることが不可欠である」や横浜市議会の同様の意見に真向から反するものである。

このように住民の理解を得る努力をしないだけでなく、事業者は開削か非開削かという住民が最も知りたいことに一切触れないまま韜晦なやり方で住民を惑わしている。すなわち、トンネル構造に関して開削工法か非開削工法かについて庄戸トンネル検討会で比較検討中である旨を公表し、そのことを住民に説明してきた。従って住民はいずれ工法の決定がなされ、それに関する設計を行ってのち説明会開催という手続きがなされるものと考えていた。しかるに今回このような手続きを無視し、開削か非開削かを決めたかどうかを住民に一切知らせないままいきなり設計説明会開催を通告してきたのである。これでは住民は開削・非開削いずれの工法についての設計説明会なのか全く分からず疑心暗鬼になる外ない。このようなやり方は住民を欺き愚弄するものとして決して容認できず、行政不服審査請求を行い説明会を直ちに中止するよう強く求めるものである。

以下本件説明会開催手続きの瑕疵並びに不当性について具体的に述べる。

1. 庄戸トンネルの分合流部の構造について事業者は曖昧で不確実な情報を提供して住民を惑わし不安に陥れている。

1) 当初事業者は分合流部のトンネルは開削工法と住民に周知した。

1988年に横浜環状南線計画が発表されたが、その後暫く経ってのち住民は事業者から庄戸トンネルは開削工法によるとの説明を受け、その後それが変更された旨の説明は一切受けることなく現在に至っている。従ってもし事業者がトンネル構造の設計に関する説明を行うとすれば当然のこととしてそれは開削工法についてのものであると考える外ない。ところがこの当初計画がどうなったかを住民に一切知らせないまま事業者は平成18年度に庄戸トンネル検討会を立ち上げて開削工法と非開削工法の比較検討を開始したのである。この場合正当な手続きとしては、それまでに住民に周知した開削工法を白紙に戻した上で両工法の比較検討を行うのか、それとも開削工法は存続したままで非開削工法の可能性を検討するのかについて明確にした上で検討会の審議を行うべきである。しかるに事業者はこの点について一切説明のないまま検討会の審議を続けたのである。このようなやり方に住民はふり回された思いで不安と不信の気持ちで現在に至っている。

2) 庄戸トンネル検討会は開削・非開削のいずれの工法を有利と結論したか全く不明である。

庄戸トンネル検討会は平成19年1月11日第1回検討会を開催して以来3回の審議を行って開削工法と非開削工法の比較検討を行ったが、以下に示すようにその結論は曖昧模糊としていずれの工法が有利かについては一切言及していない。

第1回検討会の資料(資料2)によると、開削工法と非開削工法について地盤沈下をはじめとして5項目について比較検討し、両者のメリットとデメリットを挙げている(資料2の1)。しかしどちらが優れているかについての結論はなく、両者優劣のない形になっている。

その一方で、同検討会は施工方向について釜利谷側からと神戸側からの掘削について比較検討し、神戸側からの掘削が施工性・安全性のみならず工費・工期ともに優れていると結論している(資料2の2)。

「第2回検討会(平成21年4月14日)の議事要旨(資料3の1)によると、<分合流区間の施工方法等に関する意見>として「非開削工法(NATM工法)

の適用性があると考えられる」として非開削工法が大きくクローズアップされている。しかし同じ会議の資料（資料3の2）の現計画欄の〈工事中の住民への影響〉の項目では「非開削工法の適用を検討。開削工法においても、低振動・低騒音型施工機械を採用するとともに、環境影響を低減できる施工方法を選定。」となっていて、開削と非開削の優劣は論ぜず、いずれかを採用すべきかについても言及していない。

第3回検討会（平成21年5月19日）については議事要旨は未だ公表されていないが、5月31日に事業者が庄戸地区の住民に対して議事内容を説明した際には、開削・非開削のいずれかの工法に決定したとの説明はなかったという。従って5月31日の段階でも庄戸トンネル検討会は開削・非開削のいずれが有利かについての結論は出していないことが分かるのである。

以上のように庄戸トンネルの工法を決めるための専門委員会として立ち上げた庄戸トンネル検討会は過去3回の検討を重ねたにも拘らず、開削・非開削のいずれが有利かについて結論を得るに至っていないのである。このような状況の中で事業者は6月29日に設計・用地説明会を開催しようとしているが、そこでは一体どの工法について説明しようとするのか奇怪という外ない。このような住民にとって最も関心の高い施工方法について明確な方針を示さないまま説明会を強行するのは公共事業を担当する事業者としてあってはならないことであり、説明会開催は直ちに中止すべきである。

2. 住民の生命・財産に重大な脅威となる超大断面トンネルの設計が余りにも軽々に行われている。

1) わが国で未だ前例のない巨大トンネルを住宅地の真中に作る無謀な計画

資料2の1にあるように、分合流区間のトンネルは開削工法では掘削断面積が約1,500㎡、非開削工法では約870㎡と巨大なものである（横浜市営地下鉄トンネルの20倍強）。庄戸トンネル検討会自ら第二東名を超える大断面と表現しているように（資料2の2）、これは常識では考えられない巨大なものであり、わが国では未だ例がないばかりか世界的にも恐らく未だ存在しないような巨大物である。本件説明会はこのような巨大トンネルについてのものであるにも拘らず事業者の事の進め方を見ると前例のない大変な事業に関わっているという認識と自覚が著しく欠如しているとしか思われぬ。その典型的な例として今回の説明会の手続きの瑕疵があることを指摘する。

2) 超大断面トンネル構造の設計が余りにも短期間に安易に行われている。

道路構造の設計は道路事業の根幹を成すものであり、十分な時間をかけて丹念に行うべきであり、そのことは事業者自ら広報パンフを通じて一般に告知しているのである。すわなち「横環南が出来るまでの流れ」(資料4)には、地質調査・路線測量を約1年間かけて行ったあと、道路設計に入るとしているが、この段階では約3年かけて設計を行い、その結果を設計・用地説明会で発表することになっている。事業者自ら設計に3年の年月をかけて慎重に行うことを広報で言明しており、このことは道路構造の設計がいかに重要な作業であるかを示すものである。とくにわが国で未だ前例のない巨大トンネルの設計にあたっては、慎重の上にも慎重を重ねて丹念に詳細設計を進める必要がある。しかるに庄戸地区については、平成20年8月に地質調査・路線測量が終了して未だ1年に満たないのである。このときにいきなり設計説明会を行うというのはい体どういうことなのか。広報の告知通りとしても設計は未だ作業半ばのはずであり、現在事業者は全力を挙げて設計作業を進めている最中に違いないと住民は考えていたのである。しかるに庄戸トンネル検討会が開削か非開削かについて優劣を決めかねている段階で、設計が終了したから説明会を開催するというのはい住民軽視というよりもむしろ愚弄するものである。

事業者はまず、3回にわたる庄戸トンネル検討会の審議結果を踏まえてどのような経緯でいま説明しようとする工法を採用したのかその理由を明らかにした上で、その工法に関する設計にどれだけ時間をかけたかを示すべきである。それがない限り、事業者がいま予定している設計はあまりにも拙速で杜撰なものとしか思われず、住民は全く信用できないのである。

以上のことから今回の設計説明会には重大な瑕疵があり、直ちに中止すべきである。

以上